

## 三田市と株式会社 JX 通信社との 防災・スマートシティ推進に関する連携協定書

三田市（以下「甲」という。）と株式会社 JX 通信社（以下「乙」という。）は、第1条に定める目的を達成するための相互の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙がそれぞれ保有する情報資産及び知見をもとに、デジタル技術の活用やデータの利活用、官民共創による課題解決に向けた取り組みを推進することにより、「災害時における市民生活の安全安心の確保」や「平常時における市民生活の質の向上」、及び「市役所のスマート化」の実現を図るものである。また、甲と乙の連携により、新たなサービスや価値を創出することで、Society5.0の実現に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 防災における「自助」「共助」「公助」の観点からの課題解決に資する取り組み。
  - (2) デジタル技術を活用した新たなサービスの開発・検証・実証実験等を通じた地域の課題解決による「災害時における市民生活の安全安心の確保」や「平常時における市民生活の質の向上」、及び「市役所のスマート化」に資する取り組み
  - (3) さんだ里山スマートシティ推進に資する取り組みや、さんだ里山スマートシティ官民共創プラットフォーム会員等との共創事業の実施
  - (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲および乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、具体的な取り組み内容、実施方法等について、双方協議のうえ、別途定めるものとする。

### （結果の報告）

第3条 甲および乙は、前条に関する取り組みを行った場合は、その結果について協力して取りまとめを行い、相互に共有する。また公表にあたっては双方同意のうえ行うものとする。

### （守秘義務）

- 第4条 甲および乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討並びに実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合や業務に関して守秘義務を負う弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。
- 2 乙は、連携にあたり甲より知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律、三田市個人情報保護条例及び個人情報特約条項等の関係法令等を遵守する。

3 第1項及び第2項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

(知的財産権)

第5条 本協定に基づき共同で行った技術開発により生じた知的財産権の取扱いについては、双方協議のうえ別途定めるものとする。

(確認事項)

第6条 甲および乙は、本協定の締結が第三者（甲以外の地方公共団体等を含むがこれに限らない。）と連携し協力することを妨げるものではないことを相互に確認する。

(反社会的勢力の排除)

第7条 乙は、三田市に対し、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋若しくはこれらに準ずる者、その構成員若しくは準構成員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。）その他の反社会的勢力に該当しないことを表明確約しなければならない。

(協定の解除)

第8条 甲または乙は、当事者の一方が協定の有効期間中に協定の解除を申し出たとき、協定に規定する役割を果たせなくなったときは、協定を解除することができるものとする。  
2 甲は、乙に信用を失墜する行為が認められ、協定者としてふさわしくないと甲が合理的に判断した場合、甲は何ら催告を要せず、協定を解除することができる。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期限は、本協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期限が満了する1ヶ月前までに、甲または乙のいずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項や生じた疑義等については、甲と乙で協議のうえ、これを決定することとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙は各自署名のうえ各1通を保有する。

令和4年11月8日

甲 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号  
三田市  
三田市長 森 哲男

乙 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地  
株式会社 JX 通信社  
代表取締役社長 米重 克洋